

# 令和7年度第1回 常議員会資料

日時 令和7年4月8日(火) 午後1時30分

場所 黒石商工会議所 会頭室

黒石商工会議所

# 令和7年度スローガン

## 『個々の力で“わ”を持ちより あす 未来を築く』

### 次第

#### 1. 開会

#### 2. 会頭挨拶

#### 3. 議案審議

- 議案第1号 刑法改正に伴う商工会議所法の改正を踏ました  
黒石商工会議所定款改正（案）について
- 議案第2号 青森県商工会議所連合会会員大会で上程する要望事項について
- 議案第3号 常議員欠員に伴う補欠選任について
- 議案第4号 金融委員会委員長及び広報特別委員会委員長委嘱承認について
- 議案第5号 黒石商工会議所女性会会則の一部改正（案）について
- 議案第6号 通常議員総会等の開催日時について
- 議案第7号 新入会員の承認について

#### 4. 報告事項

- ①小規模企業振興委員委嘱について
- ②交通量調査結果について
- ③令和6年度補助・委託事業実施内容について

事業環境変化対応型支援事業、中小企業者等LPGガス等価格高騰支援金給付業務  
制度改正等の課題解決環境整備事業、伴走型小規模事業者支援推進事業、  
経営・技術強化支援事業、黒石市創業相談ルーム管理運営事業、  
持続化補助金・ものづくり補助金、事業再構築補助金

- ④会員入会・退会状況について
- ⑤令和7年度正職員採用について
- ⑥事務局組織・業務分担一覧について
- ⑦各部会・委員会、青年部・女性会活動について

#### 5. その他

# 議案第1号 刑法改正に伴う商工会議所法の改正を踏まえた黒石商工会議所定款 改正（案）について

## 黒石商工会議所定款

改 正 後	改 正 前
<b>第2章 会員</b> (会員の資格)	<b>第2章 会員</b> (会員の資格)
<b>第10条</b> 本商工会議所の地区内に引き続き <u>6</u> ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。	<b>第10条</b> 本商工会議所の地区内に引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。
(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体 ア 協同組合 イ 信用金庫 ウ 労働金庫 エ 公社 オ 経済関係団体 カ 医療法人 キ 社会福祉法人 ク 弁護士法人 ケ 監査法人 コ 司法書士法人 サ 税理士法人 シ 行政書士法人 ス 弁理士法人 セ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 ゾ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 タ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 チ 地域経済の振興等に資する中間法人 ヅ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 テ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 (2) 省略 (3) 省略 2 省略 3 次の各号の <u>いずれか</u> に該当する者は、会員となることができない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) <b>拘禁刑</b> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 省略	(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体 ア 協同組合 イ 信用金庫 ウ 労働金庫 エ 公社 オ 経済関係団体 カ 医療法人 キ 社会福祉法人 ク 弁護士法人 ケ 監査法人 コ 税理士法人  サ 特許業務法人 シ 産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 ス 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 セ 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 ゾ 地域経済の振興等に資する中間法人 タ まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 チ 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 (2) 省略 (3) 省略 2 省略 3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 省略

<p><b>第4章 役員</b> (役員の任免)</p> <p><b>第32条</b> 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下この条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、役員になることができない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者 (4) 省略 9 省略</p> <p><b>附 則</b> (実施の時期)</p> <p><b>1 第10条（会員の資格）第1項第1号の改正</b> 規定は、令和 年 月 日から実施する。</p> <p><b>2 第10条（会員の資格）第3項、第32条（役員の任免）の改正規定</b>は、令和7年6月1日から実施する。</p>	<p><b>第4章 役員</b> (役員の任免)</p> <p><b>第32条</b> 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者 (4) 省略 9 省略</p>
--	---

## 議案第2号 青森県商工会議所連合会会員大会で上程する要望事項について

青森県商工会議所連合会（以下、県連）では、各地商工会議所の要望事項を取り纏め、県連の要望事項として県連総会において、青森県知事（手交）に要望するもの。

### 《参考》令和6年度青森県商工会議所連合会への要望事項

#### 1. 黒石インターチェンジを活用したロジスティクス戦略への支援について【継続】

【要望年度：③①②③④⑤⑥ 2年度に文言変更】

黒石市では、国の施策「総合物流施策大綱」に基づき「黒石インターチェンジを活用したロジスティクス戦略」を策定し、物流の拠点化を進めている。ロジスティクス戦略の進展に伴い、主要地方道大鰐・浪岡線への大型車の流入量増加が予想され、円滑な交通を図るため都市計画道路3・4・7黒石環状線を順次整備している。さらに黒石環状線が交差する県道268号線

から国道102号線までの黒石環状線の整備が必要であり、浅瀬石川を跨ぐ長大橋の整備も不可欠である。黒石環状線は物流拠点事業地の「黒石インターチェンジロジスティクスクロッシング」に直結し、増加する大型車の円滑な交通に加え物流の最適化が図られ、ロジスティクス戦略のより効果的な展開が期待される。

令和2年4月より一部物流企業が操業を開始し、令和6年3月時点で5企業が操業し、本年中には1企業の操業計画ある。黒石市が策定した第2期計画では、物流拠点エリアの拡大と新たな企業誘致を進めることとしている。

については、黒石インターチェンジを活用したロジスティクス戦略を支援する都市計画道路3・4・7黒石環状線の道路整備を図ること。

## 2. 黒石市の観光産業に対する総合的支援について【継続】

### 【要望年度：③④⑤⑥】

地域の文化・伝統である「黒石よされ」や重要伝統的建造物群保存地区にある「こみせ通り」、「中野もみじ山」「黒石温泉郷」など観光資源を活かした交流人口の拡大に取組んでいる。インバウンドの取組では、平成31年2月に組織された民間グループが国内外に地域の魅力を発信し誘客活動を展開している。

しかし、新青森駅や青森空港からの二次交通が弱いため観光客が気軽に立ち寄れない環境となっている。

については、観光交通インフラ整備とともに当市の観光産業の総合的な支援を図ること。

- ① 新青森駅や青森空港との二次交通の検討等交通インフラ整備の推進
- ② 紅葉スポットである中野もみじ山の観光インフラ整備

## 3. 農業経営マネジメントによるブランド化の推進について【継続】

### 【要望年度：③④⑤⑥】

黒石市は中山間部を中心に良質なりんご栽培に有利な環境にある。また、沖揚平地区のトウモロコシ、厚目内地区の牡丹そばなどの高品質な高冷地農産物を生産する高原地帯や大川原地区的棚田米である鮭好適米のムツニシキの他、浅瀬石川流域の平野部などの田園地帯を有する農業最適地である。しかし、黒石りんごや黒石米などに代表される農産物、加工品のブランド化については確立に至っていない。

については、地域特性を活かした農業経営マネジメントに対するバックアップとブランド化の推進を図ること。

## 4. 観光施設りんご史料館の観光等誘客について【継続】

### 【要望年度：⑤⑥】

当市には、青森県産りんごの先導的役割を担う国内唯一の青森県産業技術センターりんご研究所がある。りんご研究所には多種のりんご樹があり、また、隣接するりんご史料館とともにりんごの歴史を学ぶ貴重な施設であり観光資源でもある。しかし、りんご史料館は土日閉館となっており、来場者に不便を来たしている

については、りんご史料館の土日開館による観光等誘客対策を図ること。

## 5. 燃料等物価高騰に伴う事業者支援について【継続】

### 【要望年度：⑤⑥】

世界的なエネルギー価格の高止まりや円安を背景とした輸入コストの増加があらゆる物価の高騰に繋がっている。地域中小企業者は仕入価格高騰が続くことで価格転嫁遅れが生じ、加えて光熱費等の経費増加が事業継続への圧迫要因となっている。

については、仕入原価の高騰等経費増加に苦慮する事業者の事業継続に向けた持続的な支援対策を図ること。

## 6. デジタル化の普及推進について【新規】

### 【要望年度：⑥】

デジタル庁では、2024年12月に健康保険証の新規発行を停止することに伴い、マイナ保険証の移行を進めているが、マイナ保険証の利用率は5%台と低迷しており、デジタル化の利便性が広く浸透していない。また、事業活動においては、コロナ禍によりデジタル化は進展してきたが、人材不足によりデジタル化が遅れている中小・小規模事業者が見られている。

については、デジタル化による利便性の周知や人出不足が深刻化する中小・小規模事業者に対する生産性向上に向けたデジタル化推進セミナー等の普及推進を図ること。

## 議案第3号 常議員欠員に伴う補欠選任について

## 議案第4号 金融委員会委員長及び広報特別委員会委員長委嘱承認について

### 金融委員会

旧委員長 株青森みちのく銀行 支店長 花田 守正

新委員長 株青森みちのく銀行 支店長 笠井 智哉

### 広報特別委員会

旧委員長 株津軽新報社 代表取締役社長 北山 正之

新委員長 株津軽新報社 代表取締役社長 伊藤 香奈子

## 議案第5号 黒石商工会議所女性会会則の一部改正（案）について

### 黒石商工会議所女性会会則

改 正 後	改 正 前
(役員) <b>第6条</b> 本会に次の役員を置く。 会長1名 副会長 <u>3名以内</u> 理事若干名 監事2名	(役員) <b>第6条</b> 本会に次の役員を置く。 会長1名 副会長2名 理事若干名 監事2名
(役員の任期) <b>第8条</b> 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げないが、 <u>会長の任期は最長2期4年までとする。</u> <u>2</u> 補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。	(役員の任期) <b>第8条</b> 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。
<u>附 則</u> <b>10 第6条（役員）の改正規定は、令和7年4月8日から実施する。</b> <b>11 第8条（役員の任期）の改正規定は、令和7年4月8日から実施する。</b>	

## 議案第6号 通常議員総会等の開催日時について

1. 監査会： 4月23日（水） 10時00分から

場 所：黒石商工会議所「会頭室」

2. 常議員会： 5月13日（火） 13時30分から

場 所：黒石商工会議所「会頭室」

3. 通常議員総会： 月 日（ ） 時 分から

場 所：

## 議案第7号 新入会員の承認について

NO	事業所名	代表者名	住所	業種・業態
1	STUDIO NAGAYU	長井 雄太	黒石市西ヶ丘71 ベラカーザ西ヶ丘1号	Webコンサルティング業
2	Car Studio Re:care	工藤 尋内	黒石市末広53-21	自動車钣金塗装業
3	株C o C o R o ごはん処ゆうづき	対馬奈穂美	黒石市横町25-1 HARUPULAZA 黒石102	飲食業
4	丸起農園	木村 将基	黒石市上十川留岡二番34-1	農業
5	山下アルミ	山下 啓司	黒石市追子野木3-192-3	建築業
6	五月板金	齋藤 秀樹	黒石市小屋敷小屋敷村41-1	建築板金
7	菊池塗装	菊池 朗	黒石市北美町2-64-9	塗装業